

## 1 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>＜該当箇所＞附則          ＜内容＞公布日と施行日が同日であり経過措置に相当する記載がないが、規則改正を踏まえた計量管理規定の変更はいつまでに実施する必要があるのか。</p>	<p>本規則は、公布の日から施行し、同日以降に発見された事象（封印（紙製のものを除く）又は監視装置が正当な理由なく取り外され又は毀損されていること）に適用するもので、経過措置は設けません。</p> <p>また、事業者が定める計量管理規定については、今回の国際規制物資の使用等に関する規則の改正により、変更が義務づけられるものではありません。</p> <p>一方、本規則改正に対応するために、事業者自身で計量管理規定の変更が必要と判断される場合は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 61 条の 8 第 1 項に基づき必要な手続をして下さい。</p>
2	<p>＜該当箇所＞別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（改正後）          ＜内容＞          「直ちに」との記載について、封印等が毀損した場合の IAEA のフォローアップ活動の要請は 3 ヶ月以内であり、グレーデッドアップロードの観点から、封印等が毀損した場合については「直ちに」を「速やかに」などの表現に見直しいただきたい。</p>	<p>国際原子力機関（以下「IAEA」という。）は、軽水炉等のフォローアップ活動は実在庫検認後 3 ヶ月以内、プルトニウムや高濃縮ウランなどを取り扱う施設のフォローアップ活動はそれより短い期間で実施することとしています。</p> <p>一方、封印又は監視装置が毀損された場合の国際約束に基づく IAEA への特別報告は、IAEA の保障措置手法の有効性が損なわれている期間を最小にするために、原子力規制委員会から IAEA に直ちに行う必要があります。このため事業者から原子力規制委員会への報告も直ちに行っていただく必要があるため、原案のとおりとします。</p>
3	<p>＜該当箇所＞別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（改正後）          ＜内容＞          報告期日が規定されましたが、「その旨を直ちに」に関しては状況を電話等により連絡、「三十日以内に」に関しては原因および措置を報告書として提出する対応で問題ないか確認したい。</p>	<p>原子炉等規制法第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号若しくは同法第 68 条第 10 項から第 13 項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、改正後の国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項に基づき、その旨を直ちに報告して下さい。その際、文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等による報告を行い、その後、文書による報告を行って下さい。また、その状況、その原因及びそれに対して採った措置については、30 日以内に文書で原子力規制委員会に報告いただくことが必要となります。報告手段を明確化するため、「国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 29 項の運用について（訓令）」の I 2. に、「国</p>

		<p>際規制物資を使用している者が直ちに行う報告は文書によるものとする。文書による報告に時間を要する場合には、まず電話等による報告とし、その後、文書による報告を行うものとする。」を追記します。報告が必要な内容については「国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の運用について（訓令）」を参考にして下さい。</p>
4	<p>別表の改正後欄の第7条第29項の「毀損」は「き損」と記載したほうが良いと思います。原子炉等規制法第61条の8の2第5項に「き損」と規定されているから。</p>	<p>2010年以降、「毀」は常用漢字ですので「毀損」で問題ありません。なお、行政実務上、表記についての改正は、内容の改正が行われる部分を対象として行うこととされています。</p>
5	<p>別表の改正後欄の第7条第29項の「正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したとき」は「正当な理由なく取り外し若しくは毀損したとき」としたほうが良いと思います。発見したときでは遅いから。また、国が実施する保障措置検査の封印検査で「発見」できるから。</p>	<p>事業者の作業中等に誤って毀損した場合や原因不明の場合など、毀損されたことに直ちに気付かない可能性も否定できないことから、<u>毀損した時に報告を求めることはできません。また、事故損失のように主として自らの行為に起因して事象が生じる場合については、事象発生時点において直ちに報告ができますが、IAEAや原子力規制委員会の封印の毀損については、発見者と毀損を生じさせた者が異なることも想定されることから、発見した時点で直ちに報告することを求めています。</u></p>
6	<p>改正案では事故損失の報告について「遅滞なく」から「直ちに」に変更されているが、両者の違いは何を意味しているのか？</p>	<p>改正案では、今まで「遅滞なく」報告しなければならないとしていた内容について、即時性が求められる内容と、即時性が求められない内容について書き分け、即時性が求められる内容については「直ちに」とし、それ以外の即時性が求められない内容については、「三十日以内」に報告をしなければならないとしています。</p> <p>核燃料物質の事故損失が発生した場合、その事実関係については、国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除き、国際約束に基づき原子力規制委員会から直ちにIAEAに特別報告を行うこととしています。事故損失が発生したという事実関係のIAEAへの報告は、今までどおり直ちに原子力規制委員会からIAEAに特別報告を行う必要があります。法令用語としては、「直ちに」の方が「遅滞なく」よりも時間的即時性が強いことを意味します。</p>